

(当初実施年月日
平成9年3月5日)

課程博士の学位論文審査に関する申合せ

平成16年4月1日制定

I 基本方針

- 1 課程博士は、博士後期課程在学中に本審査を申請した場合、及び博士後期課程を単位取得満期退学し退学後1年を超えない期間内に学位の本申請をした場合に与えることができる。
- 2 学位論文は参考論文（発表済み、または予定の学術論文）に基づいて構成される。したがって、論文予備審査の請求に際しては、これらの参考論文が権威ある学術雑誌等に掲載されているか、あるいは、掲載決定していることが求められる。必要とされる論文数については、各分野ごとに確認されている。（下記Ⅲ「学位論文（課程博士）提出基準」参照）
- 3 予備審査に申請してよいかどうかの判断は、上記基準に基づいて行われる。ただし、参考論文に対する最終的な掲載決定は出ていないものの、審査状況（論文審査委員とのやりとり）から判断して掲載決定が間近であると認められる場合は、予備審査の申請が可能とする。この判断は、指導教員と講座主任の慎重な合議によって行われる。

なお、本審査開始時には、「学位論文（課程博士）提出基準」に規定されている数の参考論文が掲載（または掲載決定）されていることが必要である。

- 4 学位論文の審査は、研究内容の新規性、有用性、完成度などに留意して行う。
- 5 学位論文の審査は、研究科委員会のもとで審査委員会が行い、最終判断は研究科委員会が行う。予備審査の段階で既に学位論文の原稿ができている場合には、予備審査は、本審査に準じて行われる。

この場合、本審査では予備審査で問題になったところを中心とした簡単な説明に代えることができる。また、公聴会は博士論文の内容を広く公開し、意見を求めることを目的として義務づけられている。

II 課程博士の学位審査ガイド

1 学位論文提出の承認（主指導教員）

主指導教員は、学位論文提出への準備が十分に行われたと判断した場合には申請者にその旨を伝え、予備審査の申請を行うよう指示する。また、主指導教員は所属する講座主任と連絡を取り、学位論文の提出基準を満たしているかどうかについて、講座の確認を受けること。

2 予備審査の申請（申請者）

申請者及び主指導教員は、以下の書類等を研究科長へ提出する。

- (1) 予備審査申請書
- (2) 予備審査委員会委員届

3 予備審査委員会の設置（研究科長）

予備審査の申請を受けて、研究科長は研究指導委員長と協議し、予備審査委員会の設置の可否を決定する。

なお、予備審査委員会委員の構成について、主指導教員は所属専攻長と協議の上、審査委員の推薦案を作成する。

4 予備審査（予備審査委員会）

（１）予備審査では、学位申請論文としての適合性について審査する。

（２）予備審査委員会は、申請者が説明を行う予備審査会を開き、これをふまえて可否の予備判定を行う。

（３）予備審査にあたって、学位論文の草稿、学位論文要旨、論文目録及び学術論文等を予備審査委員会委員に前もって配布する。

（４）予備審査会の開始にあたって、委員長から次の２項について説明する。

- ・申請者の研究経歴（本学での研究状況を含む）
- ・学位論文内容を過去どのように発表しているか。

その後、次のように進める

①学位論文の原稿が既にできている場合

ア 学位論文の草稿に基づき、申請者に論文の内容について質問を含め約２時間程度説明させる。

イ 予備審査委員会を開き、学位論文としての内容の妥当性、検討すべき点等について審議する。

②学位論文の原稿がまだ十分できていない場合

ア 申請者から、学位論文概要及び参考論文により、論文の内容について質問を含めて２時間程度説明させる。

イ 予備審査委員会を開き、本論文を仕上げて本審査に提出してよいかどうかの可否を中心に審議する。

（５）予備審査委員会は、審議をふまえて、予備審査結果報告書を作成する。

予備審査結果報告書には、論文内容の概要、参考論文等の発表状況をふまえた予備審査委員会としての意見、及び予備審査結果を記す。

5 予備審査結果の承認（研究科長）

（１）研究科長は、予備審査委員会からの予備審査結果報告書に基づき、研究指導委員会で審査結果を審議させる。

（２）予備審査結果が承認された場合、本審査の申請は原則として次回の研究科委員会までとする。

6 本審査の申請（申請者）

申請者は、以下の書類等を提出する。

- (1) 学位申請書
- (2) 学位論文
- (3) 論文目録
- (4) 学位論文の要旨
- (5) 学術論文等
- (6) 履歴書

7 審査委員会の設置（研究科委員会）

学位の申請に基づき、研究科委員会は審査委員会を設置する。研究科委員会の資料として、審査委員会名簿、学位申請書、学位論文の要旨及び論文目録を提出する。併せて予備審査結果報告書を添付する。

8 審査（第1回）

- (1) 審査委員会は、論文審査及び最終試験を行い、その結果を審議して学位授与に値するかどうかの可否を判定する。最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口答または筆答で行い、審査会や公聴会において実施する。
- (2) 審査委員会は、申請者が説明を行う審査会を開く。
- (3) 審査会においては、予備審査会開始時と同様な説明を主査から行った後、申請者が予備審査時の意見をふまえて約2時間程度で内容を説明する。特に、予備審査で問題のあったところに重点を置く。

ただし、予備審査段階で十分な審査が行われた場合は、予備審査で問題になったところを中心として、1時間程度の簡単な説明に代えることができる。
- (4) 審査委員会を開き、審査会の結果をふまえて審議し、公聴会開催の合意を得る。

9 学位論文の閲覧（主査）

公聴会開催の1週間前から公聴会開催終了まで、学位論文を研究科教員が閲覧できるよう措置する。

10 公聴会

- (1) 公聴会は学位論文の公開審査の役割を持つ。
- (2) 開催にあたっては、審査委員全員の出席を原則とする。なお、主査は公聴会の開催を広く告知し、出席者の確保を含め活発な会となるよう留意する。
- (3) 公聴会では主査が申請者を紹介（履歴、研究経歴、公表論文名等）した後、申請者が40分程度で研究内容を発表する。
- (4) 主査の司会のもと、20分間程度の質問を受ける。

11 審査（第2回）

審査委員会を開き、公聴会の内容及び結果をふまえ、学位論文に値するかどうか、また、審査

会や公聴会の状況をふまえて最終試験の可否の判定を行う。これをもとに、学位論文審査結果の要旨並びに学位論文審査結果及び最終試験結果報告書を作成する。内容は次のとおりである。

- (1) 論文の内容（新規性、有用性、信頼性、完成度等）を記すとともに、公聴会における質問の受け答え等について触れて、学位論文に値するかどうかの判定理由とその結果の要旨を記す。
- (2) 試験、試問の可否結果を記す。

1 2 学位授与の審議・議決（学位授与判定委員会）

研究科長は、本審査委員会からの学位論文審査結果及び最終試験結果報告書に基づき、学位授与判定委員会で学位授与要件を審議し議決させる。審議は学位授与判定委員会委員のほか、主査の出席のもとで行う。この審議の結果に基づいて、委員の3分の2以上（代理出席を認める）の出席を要し、かつ、異議がない場合には、学位授与要件を満たしているものとして、学位授与を可と決定するものとする。

なお、学位授与判定委員会資料として、「学位論文審査結果の要旨」、「学位論文審査結果及び最終試験結果報告書」、「論文目録」、「学術論文のコピー」及び「仮り綴じした学位論文」3部（審査結果を受けて完全に修正したもの）を提出する。

1 3 学位審査結果の承認（研究科長）

研究科長は、学位授与判定委員会からの学位判定結果に基づき、学位授与判定委員会での審議・議決結果を報告させる。

「補足」

- (1) 予備審査及び本審査には委員の全員が揃うことを基本とする。これは、欠席があった場合、欠席者への申請者の説明が必要となり、申請者に二重の手間と時間を強いることになるからである。
- (2) 本審査の際、予備審査で出された意見に対する回答書などを申請者が配布することが望ましい。
- (3) 申請者には最終的に学位論文の製本、提出が義務づけられているので、あまり遅くない段階で製本開始の指示を出す必要がある。

III 「学位論文（課程博士）提出基準」

1. 趣旨

学位論文（課程博士）の授与に際して、その水準を維持し、同一または類似分野内で不公平な評価がされないようにするために、それぞれの分野でどの程度の研究業績をあげれば学位論文を提出できるのか、その目安を明確にするために必要な論文数を定める。

2. 分野

次の5つの分野に区分して考えることとする。

a) 機械系

- b) 電気・電子系
- c) 数理・情報系
- d) 化学・生命系
- e) 建築・土木系

3. 学位論文（課程博士）提出に最低必要な論文の数

(1) 対象論文

研究業績の対象とできる論文（以下「論文」）は、本人が主として行った研究内容をしかるべき学術雑誌等に投稿して、掲載または掲載決定された査読付き論文とする。

(2) 論文数

右の式による。 論文数 = b_k + α_k

ここで、

- ・ b_k は、各分野共通の最小编数で、1以上とする。ただし、本学工学研究科への入学以降の在学中に投稿されたものとする。
- ・ α_k は、各分野で定める追加編数で1以上とする。ただし、本学工学研究科への入学以降の在学中に投稿されたものとする。なお、 b_k の論文が論文賞等の賞を受けるなど優れた論文である場合または b_k が2以上の場合には、分野内で協議のうえ、 α_k を減ずることができる。
- ・ 社会人入学者の場合、入学前3年以内に投稿された査読付き論文は、各分野で協議のうえ、 b_k あるいは α_k とすることができる。
- ・ 論文数には、本学工学研究科博士後期課程への入学（進学）以降に投稿された論文を1以上含むこととする。
- ・ 本学工学研究科博士前期課程修了後、同後期課程入学までの期間が3年を超える場合には、同前期課程在学中に投稿されたものを論文数に含むことはできない。

(3) 論文種類

- ① b_k として取り上げてよい論文は、国内外において発行される当該分野で権威があると認められている学術雑誌等に掲載（掲載決定）された論文等とする。ただし、同一論文を複数の学位申請者の b_k とすることはできない。また、共著者の承認を得ること。
- ② α_k として取り上げてよい論文は、上記①のほか、国際会議あるいはこれに相当する国内の会議のプロシーディングに掲載（掲載決定）された論文等とする。ただし、同一論文を複数の学位申請者の α_k とすることはできない。また、共著者の承認を得ること。
- ③ b_k 、 α_k の論文の中には、原則として英文の論文が含まれていることとする。ただし、最終試験において、外国語の試験を課し、これに替えることができる。

付 記

この申合せの一部改正は、平成19年4月1日から実施する。

付 記

この申合せの一部改正は、平成 25 年 10 月 2 日から実施する。

付 記

この申合せの一部改正は、平成 28 年 3 月 4 日から実施する。

付 記

この申合せの一部改正は、平成 29 年 9 月 6 日から実施する。

付 記

この申合せの一部改正は、令和 3 年 4 月 12 日から実施する。

付 記

この申合せの一部改正は、令和 5 年 6 月 14 日から実施する。

付 記

この申合せの一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。